

令和4年12月15日

女性活躍推進法に基づく優良企業として、2段階目の「えるぼし認定」を行いました。



「えるぼし認定」とは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業に対し認定する制度です。

今般、特定非営利活動法人キャリア・ファシリテーター協会(理事長：高幣^{たかへい} 武嗣^{たけし})様を、えるぼし企業に認定し、認定通知書を交付いたしました。